

令和6年度第8回社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議

令和6年6月28日（金）10時00分から12時00分まで

東京都庁第二本庁舎 31 階特別会議室 24

【須藤契約調整担当部長】 それでは、大変お待たせいたしました。まだご入室されていない委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、定刻でございますので、第8回社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当部長の須藤です。どうぞよろしくお願いいたします。初めに資料の確認をさせていただきます。

【臼田契約調整担当課長】 おはようございます。契約調整担当課長臼田でございます。よろしくお願いいたします。資料につきましては、委員の皆様方に事前にデータでお送りさせていただいているところでございますが、ファイルが開けないなど何か不都合ございましたら、手上げ機能などを使ってご連絡をいただければと思います。よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。資料の確認、終了いたします。

【須藤契約調整担当部長】 続きまして、本日の議事進行についてご説明申し上げます。資料の1枚目、次第をご覧ください。本日は、事務局から物品別の個別基準の検討について内容のご説明をした後に、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。本日の委員の皆様のご出席状況でございますが、諸富座長と大下委員はご欠席となっております。権丈委員につきましては、接続の方が若干不良ということで、ご準備ができ次第ご参加いただくことになっております。その他の委員の皆様につきましては、オンラインでご参加をいただいております。

なお、本日の座長の職務でございますが、諸富座長のご指名によりまして、冨田委員に代理をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。それでは、これより会議の進行は冨田委員をお願いしたいと存じます。冨田委員、よろしくお願いいたします。

【冨田座長代理】 はい。皆さん、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは諸富座長からご指名ということで、誠に僭越ながら本日は私の方で座長代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。不慣れなため色々不手際等もあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題に入っていきたいと思いますが、物品別の個別基準の検討についてということで、こちら事務局の方からご説明お願いできますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 はい、改めまして、契約調整担当課長の臼田でございます。資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料の6ページ、資料4番からがご説明の内容になっております。物品別の個別基準の検討についてということになります。

1枚おめくりいただきまして、物品別の個別基準についてご説明をいたします。

1枚おめくりください。8ページでございます。東京2020大会や大阪・関西万博の調達コードにおきましては、重要な物品、サービス等やその原材料等につきまして個別に基準や確認方法を設定してございます。その設定対象は、紙、木材、パーム油、農産物、畜産物、水産物といった6つの種類の物品につきまして設定をしてございます。また、近年におきましては、民間企業の調達方針などにおきましても、特に森林破壊や環境負荷等のリスクの高い分野、こちらの一部の原材料や商品等につきまして個別に調達方針を策定しているといった例がございます。また、本会議における検討におきましても、これまでのステークホルダーヒアリングやパブリック・コメントにおきまして、物品別の個別基準の策定を求める意見が出されているところでございます。こうした中で、都におきましても、持続可能性リスクが高いとされる先行事例における物品を対象といたしまして、個別基準の必要性について本日検討してまいりたいと考えてございます。その検討にあたりましては、整理が必要となる事項ということで、我々の方で5点挙げてございます。まず1点目が、都が調達する工事・物品の種類別件数や金額の整理、また2点目といたしまして、個別物品に関する社会的な動向や潮流、3点目といたしまして、流通や事業者負担等を加味した物品ごとの実現可能性、4点目、東京都が運用する既存の制度との整合性、5点目といたしまして、公共調達としての役割となつてございます。それぞれについては後ほどご説明させていただきます。こうした観点から、個別基準の必要性について検討してまいりたいと考えてございます。

1枚めくりください。実際に個別基準というものがどういったものかということを中心にまとめたものをお示ししてございます。こちら、大阪・関西万博の調達コードの例でございます。1点目、例といたしまして木材をまずご覧いただきたいのですが、対象となる木材については、建設材料として使用する製材ですとか、また建設に用いられるコンクリート型枠の合板、また家具に使用する木材といったものが指定されてございます。そして、その要件といたしまして、真ん中の欄にございますように、まず、その伐採にあたって、法令に照らして適切な手続きが行われたかどうか、また、その森林が長期的な計画または方針に基づき管理運営されているものであるかどうか、また、伐採にあたっては生態系が保全されるといったことが行われているかどうか、森林の利用にあたっては先住民の権利が尊重されているかどうか、そして、伐採に従事する労働者の労働安全衛生対策が適切にとられているかどうか。こうした観点について、こういった要件を満たすものを調達するということになってございまして、その要件を満たす適合度が高いものといたしまして、右側にございますようにFSC認証やPEFC認証といった、認証を取得した木材というものをまず原則として認めるという形になっておりまして、認証材以外につきましては、別途こういった要件を満たしていることを確認をしていくといったことを求めているものでございます。紙につきましては、ポスターやコピー用紙、トイレットペーパーなどといったものを対象といたしまして、同様に、やはり合法性ですとか生態系の保全、また

住民の権利や労働者の安全衛生といったことを要件としてございます。認証に関わる部分につきましては、木材と同様のものとなってございます。

次のページをお開きください。パーム油、農産物を載せてございます。パーム油につきましては、大阪・関西万博におきましては、揚げ油や石鹼、洗剤製品といったものについて義務という形で設定をするとともに、加工食品などにつきましては、可能な限りこういった要件を満たすものを優先的に調達するといった形になってございます。要件としては先ほどと近いものがあるのですが、法令に適合しているかどうか、生態系が保全されているかどうか、住民の権利や労働者の安全衛生といったところを視点として捉えています。そして、その要件を満たすものとして、ISPO、MSP0、RSP0 といった認証を受けているものについて、別途こちらについては確認項目というものを設けた上で、そういったものについては原則認めているというような形になってございます。農産物、畜産物、水産物につきましては、基本的には生鮮食品について義務的な要件として定めてございまして、加工食品については、先ほどのパーム油と同様に可能な限り優先的に調達するといった考え方になってございます。

概ね流れとしてはこういったものになってございまして、2枚おめくりいただいた12ページに、受注者の方々が保管しなければならない書類を定めてございますが、こちら紙の例になってございます。先ほどご確認いただいた要件などがしっかりと満たされているかどうかということについて、この様式に基づいて確認していただいて、その書類を万博の終了後から1年間保管するということを求めているものでございます。こうした個別基準について、個々の必要性について検討していきたいと考えているところでございます。

1枚目めくっていただいて、13ページでございます。必要性、検討の方向性についてご説明いたします。

1枚めくってください。14ページです。先ほどと重複いたしますが、東京2020大会、また大阪・関西万博で個別基準の策定された6つの物品、紙、木材、農産物、畜産物、水産物、パーム油について検討を行ってまいりたいと考えてございます。その上で、先ほど挙げた5つの視点との調達状況というのは、まず都の調達量がどれだけあるのかということについて。そして、それによって、個別基準を策定することによる効果、必要性が高いのかといった視点から検討してまいりたいと考えています。また、社会の関心・動向・議論に関しては、国内外において当該物品に関する持続可能性、サステナビリティに関する議論がどうなっているのか。また、国内において、先ほど認証を満たすものを求めるといった要件になってございましたので、そういった認証されているものというのがどれだけ流通しているのかといった視点から確認をしてみたいと思います。

都の既存制度との整合性につきましては、現在、環境配慮に関する物品等につきまして、東京都グリーン購入ガイドや東京都環境物品等調達方針といった既存の制度がございまして、こうした既に現在運用されている調達における都の基準との整合性を整理する必要があると考えてございます。

最後に、公共調達としての役割に関しましては、これまでも共通基準の検討の中でご説明してまいりましたとおり、都の調達におきましては、その受注者の大半を中小企業が占めてございます。中小企業の潜在能力というものを見据えた形での基準のあり方、運用を検討していく必要があると考えてございます。

1枚おめくりください。個々の物品についてでございます。まず、木材でございます。木材に関しましては、都の調達におきましては、建築工事や土木工事を中心に使用されているという状況かと思っております。その件数、金額については表の左側に掲載してございますが、もちろんこれらは全て木材を使用しているということではなく、そういったものが使用されない工事も含まれる全体的な件数、金額になります。木材に関しましては、気候変動対策、生物多様性の観点から、昨今、国内外における持続可能な森林管理に関する取組というものが進んでいると認識をしてございます。国内におきましては、クリーンウッド法の改正に伴いまして、川上、水際の木材関連事業者による合法性の確認というのが来年4月より義務化されるといった動きになってございます。国外におきましては、EUなどにおいて木材のトレーサビリティの確保ということでデュー・デリジェンスの義務化が図られているという状況になっているかと思えます。その上で、都の持続可能な調達の対応状況ということで、先ほど挙げたFSC認証やPEFC認証といったものの実際の認証件数を参考資料として載せてございます。こういった認証を受けている森林の面積については、現在、日本の森林面積の約10パーセント程度を占めるとされてございます。昨今こういった取組は進んでいるものの、まだまだやはりこの辺りというのは十分な規模ではないのではないかと考えているところでございます。

1枚おめくりください。紙に関してでございます。紙におきましては、都においては印刷請負契約の他、実際に都の職員などが使う印刷用紙として文房具などの形で中心に調達をされてございます。また、紙につきましても先ほどの木材と同様に国内外において気候変動対策や生物多様性の観点から様々取組が進んできておりまして、合法性の確保や環境改善の取組というのは一定程度進んでいるものと認識をしてございます。認証の状況につきましては、先ほどの木材と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

1枚おめくりいただいて、パーム油でございます。パーム油につきましては、主に加工食品で使用されるほか、洗剤類などに使用されてございます。都におきましては、食品の調達というものはあまり多く行われておらず、基本的には洗剤類としての調達というのが主体になるかと考えてございます。このため、規模や件数に関しては比較的限定的なものになるのかなと考えているところでございます。こちら、パーム油に関しましては、かねてより熱帯雨林の伐採に関わる問題というものが問題視されてございまして、世界で認証品の調達というものが進んできていると認識をしてございまして、国内の企業においてもこういったものが着々と進んでいると考えてございます。

1枚おめくりいただいて、農産物になってございます。先ほどパーム油にて少しご説明しましたとおり、都の調達におきましては、比較的食品類というものの調達は限定的な範

囲で行われていると認識してございます。関連するものとしては、例えば給食関係の業務委託などがこれに当たるかと思いますが、その調達件数については少ないという状況になってございます。国内においては、昨今、様々取組が進んでおるところでございすけれども、この認証制度というものが GAP 制度というものを取り入れておりまして、この GAP 認証を取得する農産物は増えてきておりますけれども、国内の事業者に占める割合というのは約 1 %未満となっております。

8 ページの畜産物についても動向は同様でございす。

1 枚めくっていただいて、水産物についてもやはり同様でございまして、こちらは GAP 認証ではなくて MSC 認証などといった水産特有の認証制度を活用してございすけれども、やはり同様に広がりというのは限定的という状況になってございます。

次のページをおめくりください。都の既存制度に関して、まず東京都グリーン購入ガイドのご説明でございす。都の調達物品のうち購入事例が多く、かつ環境配慮型製品の選択が可能なものを対象として、東京都グリーン購入ガイドというものが策定されてございす。必ず考慮すべき当該製品の環境配慮事項というものを水準 1 として定めておりまして、必須ではないけれども配慮することが望ましい事項につきましては水準 2 という形で定めてございす。下には複写用紙の例を載せてございす。例えば水準 1 といたしましては、古紙パルプの配合率などを総合的に評価した総合評価値が 80 パーセント以上であることということをもとに要件として求めておりまして、この中には、その他の持続可能性といった要素も評価項目に含まれてございまして、この中に人権的な要素というものも若干含まれているという状況になってございす。②の部分については、バージンパルプが使用される場合においては、原木については法令に照らして適切な形で伐採されたものであることを求めてございす。また、推奨事項としての水準 2 でございすけれども、こちらについては、例えばバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、先ほどの木材の要件で確認しましたような、FSC 認証もしくは PEFC 認証といったものを求めるというようなものが定められてございす。

続きまして、1 枚おめくりいただいて、東京都環境物品等調達方針（公共工事）についてのご説明でございす。こちらは、先ほどの東京都グリーン購入ガイドが物や委託、役務に関する基準であるのに対して、こちらは工事に関する基準となっております。資材ですとか建設機械、工法、目的物などについての必要な事項を定めているものになってございす。下の表には、例といたしまして環境配慮型型枠の基準を掲載してございす。こちらについては、熱帯雨林材を使用していないか、または使用抑制した型枠というものを指定しておりまして、仮に、やむを得ず熱帯雨林材の合板を使用する場合については、FSC 認証材を使うといったことなどを要件として定めているということになってございす。こちらの東京都環境物品等調達方針（公共工事）については、工事の性質上、取り入れることが可能なものであればできる限りこういったものを使用するということで、工事が運用されていると認識をしてございす。

1枚おめくりいただいて、公共調達としての役割についてご説明をいたします。共通基準の策定にあたりましては、中小企業の受注機会確保等が求められる公共調達の役割を踏まえまして、これまで包摂的で社会全体の取組を底上げするものとなるように内容の検討を行ってきたところでございます。一方、先ほど確認していただいたとおり、先行事例における個別基準におきましては、一部法令で求められる水準を超える要件が設定されておりまして、都の基準として検討するにあたりましては、要求水準の考え方の整理が必要ではないかと考えているところでございます。検討すべき論点として示してございますが、中小企業は受注者の大半を占め、一過性のイベントではなく、恒常的、反復的な契約が多数ある都の契約におきましては、先行事例と同等の水準の個別基準を当該物品が使用されるすべての案件に適用することについては、入札参加者の減少や事業執行の停滞に繋がるのではないかと懸念されるところでございます。ただ、その一方で持続可能性リスクが高いとされる個別の物品につきましては、多様な受注者が履行可能な水準まで水準を下げた形で要件を定めるということは、共通基準に加えて個別基準を設ける意義というものが失われてしまうのではないかとということも考えられます。こうしたことから、我々としては、あるべき形としての水準、こうしたものを示しながらも、例えば適用案件の限定化ですとか、義務という形ではなく推奨的な形で政策誘導的手法を活用するといった形での運用方法の工夫を図る必要があるのではないかということで、論点として提示させていただいてございます。以上が5つの論点についての説明になりまして、本日ご意見いただきたい論点をまとめさせていただきました。

1枚おめくりください。25ページでございます。まず、個別基準、こういったものが都の公共調達という視点として捉えた時にやはり必要なかどうかといったご意見をまずはいただきたいと考えてございます。その上で、今回ご説明をさせていただいた5つの視点、都の調達状況、社会の関心・動向・議論、国内における調達動向、都の既存制度との整合性、公共調達としての役割、こういった5つの視点以外に検討すべき要素などがあるかどうか、こういったことについてもご意見をいただきたいと思います。また、最後に、やはり公共調達に取り入れるといった場合において、個別基準として、義務的ではない形なども含めて、あり方はどうあるべきか、また、対象とするべき物品について、先行事例では6つの物品を定めておりましたが、これまでご説明したとおり、都の調達においては必ずしも関係性が深くないようなものも含まれているところでございまして、6つの物品全て必要かどうか、確実に関係するもの、例えば木材や紙などといったものについて、まずは優先的に検討するといった方法もあるのではないかと考えているところでございまして、こういった視点についてもご意見をいただければと思います。

次のページ以降は、ただ今ご説明した内容について、詳細な情報を参考に添付させていただいてございますので、ご確認をいただければと思います。説明については割愛させていただきます。

以上で事務局からの説明を終わりとさせていただきます。

【富田座長代理】はい、ご説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。ある方は、挙手ボタンを使って意思表示をしていただければと思います。よろしくお願いします。はい、ありがとうございます。それでは、山田委員お願いできますでしょうか。

【山田委員】アジア経済研究所の山田です。ご説明どうもありがとうございます。全体基準を作った後に個別基準を作っていくという方向性だと認識しています。今挙げられている6品目は非常に重要な項目で、私自身関わっております大阪万博のコードにおいても個別基準を作っており、同様に作成していくというのも、1つの方向性だと思うのです。その上でやはり東京都としてのビジョンと言いますか、さらなる方向性を示すと言いますか、先ほど中小企業の潜在能力というお話がありましたけれど、潜在能力は、今ある能力からそれが伸びていくわけなので、将来の方向性を目指していくという、基準というよりも、到達目標というのでしょうか、そういう形で作っていてもいいのかなと思っています。

もう次の2番目の議論の方になってしまうのかもわからないのですが、個別のアプローチ、コモディティで見ていくというのは、コモディティ自体がリスクが高い、人権侵害のリスクが高い物品であるので、そのコモディティにフォーカスを当てて個別基準というものを作っていくわけですが、それ以外に例えばサービス（役務）の種類だとか、例えば大きく括って建設だとか、制服を調達するとか、色々なパターンの調達があるかと思うのですが、サービスの種類だとか、特に注視されるべき何か特定の分野における調達で目指すべき方向というのを1つ作っていくのもひとつの方法なのかなと思っています。昨日の新聞で初めて知ったのですが、横浜市が小学校の建て替え工事ということで、女性定着モデル工事というのを実施するというので、受注者に対して公告する工事発注の説明書の中にモデル工事ということを書いて、受注した事業者に協力を求めるということなのですが、女性の活用のために工事現場に女性への配慮、例えばトイレの設置だとかそういったところを考慮するという、そこをプラスとして評価するということです。何かリスクの高いコモディティで見ていくというのも、もちろん議論をきちんとしていけないといけませんが、この事例からのヒントとしては、こういったサービスなどに焦点を当てて、更なる基準といいますか、方向性、目標などを作っていくのも手かなと思います。あとは、特に今、外国人労働者の権利侵害ということが色々ところで言われていて、日本としても特定技能に関わる入管法を改正して、取組を進めていかなければいけないわけですが、特にリスクの高い人にフォーカスした、先ほどは女性の話だったので、外国人労働者に関しても配慮した形での何かスタンダードというか、目標設定という方向性もあり得るのかなと思いました。もしかして議論がずれていけば申し訳ありません。以上です。

【富田座長代理】はい。山田委員ありがとうございました。ただいまのご意見に関して、事務局の方から何かコメント等ございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】はい、ありがとうございます。到達目標という形での設定というのが1つ馴染むのではないかということについては、我々としても、そういった手法もあり得るのかなと思ってございまして、全件を義務的にやるというよりは、目標を定めた上で、そこに向けて取組を進めていくような、先ほどの政策誘導的な手法というのも申し上げましたけども、そういった形で望ましいケースというものを増やしていくような取組というのは、1つ選択肢として考えられると思います。

その次にございましたコモディティという形ではなく、人というところにフォーカスを当てて何か基準を別途作れないかという話もございまして、すでに共通基準の中である程度盛り込まれている要素があるという中にあって、どういった視点で別途、さらに踏み込んだ内容という形で作れるのかということについては、現状、我々もアイデアがないですけども、これまでもどうしても個別基準はコモディティに焦点を当てておりましたので、そういったものではない形というのが何か別途あり得るのか、どういったことに課題があると捉えられるのかということについて少し検討していくことが必要かなと考えているところでございます。ありがとうございます。

【富田座長代理】ありがとうございます。それでは、他のご意見、ご質問等でございますでしょうか。いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、眞保委員お願いできますでしょうか。

【眞保委員】よろしくお願いします。本日、通信環境の都合でカメラオフにて失礼いたします。今、山田委員がおっしゃいましたように、私も、例えば特に紙についてなのですが、材料としての紙だけではなくて、例えばポスターですとか印刷物も入っているということを考えますと、成果物の取引過程においてしっかりと下請の方に適正な金額で契約し履行しているなども重要と考えております。この個別基準を設けるかどうかということなのですが、全てではなくて、都の調達に関係が深いものがまず議論になってくると考えております。以上です。

【富田座長代理】はい、ありがとうございます。事務局の方、何かコメントございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】はい、ありがとうございます。先ほどの山田委員とある程度方向性が同じご意見かなと認識してございますが、繰り返しになるかもしれないですけど、共通基準の中で、例えば取引関係の法令の遵守ということで、下請法ですとか独占禁止法の遵守というものを既に義務的な形で求めているたりですとか、あとはハラスメントの防止とか、こういった人権に関わる要素、また労働に関わる要素というのを一定程度盛り込んでおります。調達過程の中でそういったものの遵守を求めているという現状がございまして、それに加える形で、不足する要素などがあるのかどうか、もしくは、特定役務に特化するものというのが課題としてあるのかどうかということについて、やはりそこについてはまた様々なご意見を伺いながら、必要性というのは検討するものなのかなと考えているところでございます。また、都の調達に関連性の深いものから検討すべきだろうと

いうのは我々としても同意見でございまして、そういったものの優先度が高いものと認識をしております。以上でございます。

【富田座長代理】ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょうか。繰り返しても結構ですので、お願いします。はい。杉山委員挙げておられますでしょうか。よろしくお願いします。

【杉山委員】ありがとうございます。今、各委員のご意見を伺って、なるほどだなと思って、私はそういう発想がなかったなと思っておりました。先ほど委員のお話の中にもありましたけど、私も個別の基準は必要だと思っておりまして、今6つ上がっておりますでしょうか。少なくとも、この6つの中で全部同時にというよりは、特に都の調達との関わりが強い紙と木材、この辺りを優先的にされるのがいいのではないかなと思っております。ただ、残りの農産物、畜産物、水産物、パーム油ですか、この辺りについて、優先度的にはまず最初にやるのではないとしても、やはりここはぜひとも取り組んでいただきたいなと思っておりまして。5つの視点ということで、先ほどのスライド14ページでしょうか、挙げていただいております、これはどれもとても重要な視点だと思っております。私は、この②の社会の関心・議論・動向というところで、これは社会の関心が強いからというもちろんそういうこともあります、逆にもっと高める、喚起させるという意味で都が調達指針を定めるということはとても大きなインパクトのあることだと思いますので、私は、この農産物以下の食に関して、本当に1人1人の生活においてももっと意識すべきではないかということ、最近自分自身の生活を改めて問い直して強く思っているものですから、こういう方針を決めることによって、それを1人1人の都民への啓発という方にも繋げていただけたら大変素晴らしいなと思っておりますので、優先順位をつけるのですけれども、やっぱりこの6つはいずれも重要な項目だと認識しております。以上です。

【富田座長代理】はい、ありがとうございました。ただ、今のコメントに関して、事務局の方から何かございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】はい、はい、ありがとうございます。いずれも重要というところで、これまでもおそらくそういった観点から取組が進められてきたという認識をしております。やはり検討にあたっては、リスクの高いものから当然やっていくというところがあるかなと思ってございますので、優先順位をつけた上で全体的に取り組んでいくべきではないのかというご意見として承りました。どうもありがとうございます。

【富田座長代理】はい、ありがとうございます。それでは、他のご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。はい。堀田委員お願いできますでしょうか。

【堀田委員】はい、堀田でございます。建設分野のお話をご説明の中でありました。木材と建材に関して、種目としては非常に重要なものだと思います。それで、例を出していただいておりますけれども、資料で言いますと22ページに環境配慮型型枠の例を出していただいておりますけれども、既にこれは東京都でこういう方針があるわけなのですが、申し上げたいのは、物品の調達という観点から特定の品目についてこういうルールを定めるとい

うことも1つのアプローチだと思いますが、一方で、特に工事あるいは建設の分野においては、建設の生産とか管理するプロセス全体での低炭素化、GX、これをどういう風に進めるかということが重要だということが今議論されているかと思います。つまり、その材料だけに着目していれば良いわけではなくて、既にこの方針は書いてありますけれども機械、工法等々、低炭素材料ですとか、そういった工法の活用をどうやって促進するのかというのは、物品調達の観点からだけではなくて、全体としてこれを評価しなくてはいけないということで、ライフサイクル全体を通じてカーボンエミッションがどのようになるのかということをも算定する手法というのも今数多く提出されているかと思います。最近でも、国内においても、国交省の国土技術政策総合研究所は今月ですけれども、インフラ分野における建設時のGHG排出量算定マニュアル案というのを出されていますし、それから国際的にも国際基準が段々定められてきていまして、ICMS、INTERNATIONAL COST MANAGEMENT STANDARDが出しているライフサイクルコストの算定方法というのがあります。こういった全体の仕組みの中で特定の材料あるいは物品の調達ということも捉える必要があるかなと思いますので、そういった関連する基準等々との整合性とか、あるいは補完、連携のあり方ということも重要なのではないかなと考える次第です。以上です。

【富田座長代理】はい、ありがとうございます。ただいまのご意見に関して、事務局の方から何かございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】はい、ありがとうございます。環境にかなり特化されていたかと思いますが、先ほど冒頭、山田委員や眞保委員などからもあったように、いわゆる役務全体で捉えた時の、取引過程とかというところでの様々な視点に着目するべきなのではないのかというようなところとも少し視点としては関係する部分なのかなと今お聞きしながら感じたところでございます。いわゆる個別の物品に着目してというだけではなくて、例えば一定のプロセスとか、一定の取引関係というところに着目した何か取組というのでも検討するべきではないかというご意見として捉えましたので、今いただいた意見を踏まえながら今後の検討に生かしていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

【富田座長代理】はい、ありがとうございます。ご意見、ご質問等いかがでしょうか。はい。それでは、権丈委員お願いできますでしょうか。

【権丈委員】ご説明ありがとうございます。他の委員からご意見もあったところですが、論点のうち、個別基準については、現時点での重要度には違いがあるようですので、優先度の高いものから導入していくというのでよいだろうと思っております。また、5つの視点はいずれも重要だと思います。先ほど杉山委員がお話くださった、社会の関心を高めるということも大切だというのはそのとおりでと思いますので、現在まだそこまで到達していないと判断されるところであっても方向性を示していくというのは、やはり重要だと考えております。

それで、個別基準に関して検討される際には業界関係者などと議論をされるかと思いますが、そうしたプロセスも今後進めていくうえで大切にさせていただけるとよいと思いま

す。合わせて、そうしたプロセスにはかなりの時間や労力が取られることになりますので、その辺りも考慮しつつ優先順位をつけて取り組むということでもよいだろうと考えております。

それから、物品以外の観点からも、人権、労働に関しても共通基準はあるものの、より強調して確認していきたいところはあると思いますので、個別基準を設けるというのではないかと思います。チェックリストのところでもう一度確認してみたり、あるいは推奨することを何らかの機会を通じて示していくということはやはり大切だと考えております。以上でございます。

【富田座長代理】はい、ありがとうございます。事務局の方から何かコメントございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】はい、ありがとうございます。まず、優先度の高いものからやはり定めていくというのがいいのではないかなというご意見として承りました。ありがとうございます。そういった方向性として検討していければと考えているところでございます。

また、社会の関心を高めることも大切であるといったご意見について、杉山委員とも重複する部分でございますけれども、こちらについては我々としても何か方向性を示していく、これまでも共通基準においてもそういった考え方から取り組んできたところでございますので、同じような方向、形でやるというのはやはり重要なところでございます。

あと、業界との議論といった個別の実際の検討にあたっての議論のプロセスなどを開示していくといったことについてもご意見をいただきまして、まだどれをどうかというのは定まってはおりませんけれども、今後、もし仮に個別基準を具体的に検討していくという形になれば、我々として今現状考えているのは、例えば部会という形で少し小さい形で今回の会議の下に部会を設置いたしまして、業界団体の方ですとか、またはそういった専門家の方などをお呼びして議論をしていくということが考えられるのかなと考えてございまして、そういった議論のプロセスについてもこの会議と同様に示していけるようにしたいと考えているところでございます。

あとは、物以外の人権とか労働に関する論点についても、共通基準の定めている内容より少しフォーカスを当てて強調してやってみるということについても、これまでいただいているご意見などとも関連するところかなと思ってございまして、今回いただいたご意見としてどういったことが考えられるのか検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【富田座長代理】はい、ありがとうございました。委員の皆様から一通りコメントいただいたと思いますが、もし何か追加等ありましたらお願いできますでしょうか。特にないでしょうかね。では、一通りご意見伺いましたので、少し私の意見も交えた形で整理をさせていただきたいと思っておりますが、まず考え方として都の優先度に応じたものやっていくべ

きではないかというご意見が出ておりますし、それと同時に社会の関心を高める、特に食の分野、これについてもやはりきちんと取り組むべきではないかという風な話があったかと思います。やっぱりこういった2つの方向性を意識しながらやっていくというのは重要かなと感じました。特に東京都の場合は日本全体に与える影響の大きさということもございますので、やはり社会の関心を高めるというのは、これまで東京都さんは積極的に取り組まれてきたと思いますので、この分野でもリーダーシップポジションを取って影響力を発揮していただくというのは非常に重要な視点ではないかなと感じました。

もう1つは、到達目標のようなものを設定すべきではないかというご意見があったかと思いますが、私も以前、オリパラの調達コード、さらに大阪万博の調達コードの、議論にも参加させていただいておりましたが、これらのイベントはある意味で一過性のものであるが故に基準がどうしても1、0判定にならざるを得ないという側面がありまして、先ほどもご紹介ありましたが、難しいものに関しては、可能な限りという、非常にぼやとした基準になってしまって、結果的にあまりそこが十分に注視されないで政策誘導的な意味合いが非常に脆弱にならざるを得ないということになっていたかと思います。東京都さんの調達に関しましては、未来永劫続いていくといった性格のもので、より中長期視点が盛り込みやすいということがあると思いますので、これはもう物品に応じて目標値ですね。例えば、東京都さん、今CO2の削減に関しては2030、2050年目標を持っておられると思いますが、例えばそれと同様な形で、ないしは、より短期的な年次ごとの目標設定という考え方もあるかと思いますが、そういった形で目標設定をすることによって政策誘導していく。これは物品を提供するサプライヤーさんにとってもやはり将来が見えていることによって先行投資等が可能になるという側面もあると思いますので、政策誘導の手法として非常に有効な点があるのではないかなとなっています。

それから、この6種類というところで、オリパラ、万博から出てきている概念かと思いますが、それ以外の視点もあるのではないかというコメントもございまして、いわゆるこのサービスの種類のようなものにフォーカスするという考え方、もしくはリスクの高い人たちに焦点を当てる考え方もあると、特に共通指針に関しては、基本的には直接取引先が対象になりますが、その下請特に対する支払い等にも考慮しましたような考え方、こういった少し今までのコモディティというのとは、違ったタイプのもの、さらには、ライフサイクル等に対する行動といったところも視点としては非常に新しい発想として考えられる分野かなと思いますので、これはちょっと今までの事例がない分野かもしれませんが、非常に重要な視点ではないかなと思いました。そういったところが基本的な項目としては出てきたかと思います。

今後のプロセスに関しまして、業界団体さん等の意見を聞くべきではないかというご意見もあったと思いますが、こちらに関しては東京オリパラの際にも分科会のような形で業界団体であるとかその分野の知見のある方々と非常に詳細な議論をする場というのが設定されていたと記憶していますので、そういったものが1つの事例にはなるのではないかと

と思いますが、いずれにしても先ほど申し上げたとおり、東京都さんの施策というのは、非常に世の中に与える影響度が大きいと思いますので、そういった意味では、精緻な議論を積み重ねてやっていただくというのがよろしいかなと思います。非常に広範な、想定以上に幅広い視点の意見が出てきたということもございますので、事務局の方、皆さんも大変かもしれませんが、非常に重要な視点をご指摘いただいたと思いますので、この視点に沿って今後の検討を進めていただければと思います。何か事務局さんの方からコメントございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】綺麗におまとめいただきありがとうございます。特に新しい視点として、人に着目するですとか、プロセス、全体のライフサイクルというところに着目した基準の必要性を検討すべきではないかということについては、前例がないため、どういった形でどういったものが対象になりうるのか、というところからチャレンジングな検討になるかと思っていますけれども、いただいたご意見を踏まえまして、我々の方で検討させていただき、次の会議に向けて案をお示しできればと考えているところでございます。色々と貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【富田座長代理】今のコメントを一時に全て処理するというのは難しいかもしれませんが、段階的に導入していくという考え方もあると思います。そういった方向で考えていただければと思います。

ありがとうございました。それでは、本日の議題に関してはこれで終了となりますが、次第にあります3番目のその他ということで、事務局の方から何かございますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】ありがとうございます。本日のご議論を踏まえまして、事務局にて物品別の個別基準、ひょっとすると物品別という形ではないのかもしれませんが、個別基準といったもののあり方について検討してまいりたいと思います。

今後の日程につきまして、また改めて事務局側からご連絡させていただきたいと思います。事務局から説明は以上となります。

【富田座長代理】はい、ありがとうございます。それでは本日予定されておりました議事次第全て終了いたしました。もし何か、委員の方から発言等ございましたら挙手お願いできますでしょうか。はい、特にないようでございますので。この場は終了とさせていただきますので、事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】はい、富田委員、ありがとうございました。委員の皆様には、幅広い視点からご意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。本日いただきました意見を踏まえまして、個別基準の方向性等について検討を進めさせていただきます。委員の皆様には引き続きご協力をいただくこととなりますが、よろしくご指導のほどお願いしたいと存じます。それでは、以上を持ちまして第8回社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議を閉会とさせていただきます。これにて退出していただいて結構でございます。本日はありがとうございました。

—了—